

## 建設工事等の現場の遠隔臨場に関する試行要領

### 1. 目的

松江市が発注する建設工事及び設計・測量・調査等業務（以下「建設工事等」）の現場において、現地確認を必要とする業務に遠隔臨場を適用し受発注者の業務効率化を図るため、必要な事項を定める。

### 2. 試行対象

建設工事等のうち、受発注者協議の上、受注者が希望するものとする。

### 3. 適用の範囲

本試行要領は、「島根県公共工事共通仕様書」に定める「段階確認」、「材料確認」、「立会」及び「島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書」に定める「立会」を実施する場合に適用する。

建築工事等においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」及び「建築物解体工事共通仕様書」1章等の用語の定義に定める「監督職員の立会い」等及び建築コンサルタント業務における立会等を実施する場合に適用する。

なお、現場不一致、事故の報告、その他協議等での活用を妨げるものではない。

### 4. 実施方法

#### (1) 事前協議

受発注者で遠隔臨場の適用について協議を行う。その際、現場等の適用性について、受発注者で確認後、適用の可否を判断する。

#### (2) 施工計画書等

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり施工（業務）計画書または工事打合簿（協議・通知書）に確認項目及び遠隔臨場で実施予定の旨などを記載し、監督職員の確認を受けなければならない。

なお、工事打合簿（協議・通知書）による場合は、その後、施工（業務）計画書に反映すること。

#### (3) 遠隔臨場の実施

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督職員に実施時間、実施箇所（場所）、具体的な確認項目、方法、内容等を確認しなければならない。

遠隔臨場は、受注者と監督職員がモバイル端末等により、映像と音声の同時配信と双方向の通信により実施するものとする。

監督職員が必要な情報を得ることができた場合、臨場に代えることができるものとする。ただし、監督職員が必要な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、別途、臨場

により実施するものとする。

#### (4) 実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、発注者が遠隔臨場で確認している状況画像（監督職員等の顔、氏名入りの画像をスクリーンショット等で撮影）により実施状況を記録するものとする。

実施記録は、所定の様式（打合簿、立会記録等）に添付して監督職員に提出するものとする。

#### (5) 留意事項

受注者は、遠隔臨場の映像や実施記録に当該現場以外ができるだけ映り込まないように留意すること。また、公的でない建物の内部等、見られることを想定していない場所の映り込みや人物が映っている場合は、場所や人物が特定できないよう留意すること。

監督職員は、遠隔臨場の映像や実施記録に執務室内部等の映り込みや人物が映っている場合は、執務室内部の状況や人物が特定できないよう留意すること。

動画撮影用のカメラ使用時は意識が対象物に集中することで足元への注意が薄れ、また、カメラの保持、操作のため両手が塞がること等により、転倒等の事故につながる恐れがある。そのため、撮影しながら移動する場合は、進行方向の障害物等の有無を確認するなど、安全対策に留意すること。

### 5. 機器等の手配・仕様

受注者は、遠隔臨場の実施に必要なモバイル端末等の手配や通信環境等の準備を行うものとする。

また、利用するアプリケーション等の仕様については、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定し、事前に監督職員の了解を得るものとする。

発注者の業務等の都合で機器の準備が整わない場合は、受注者で監督職員が使用する機器を準備し遠隔臨場を行うこともできる。

### 6. 費用

遠隔臨場の実施に係る費用については下記のとおりとする。

- ・建設工事の場合、技術管理費に積上げ計上する。
- ・設計・測量・調査等業務の場合、直接経費等として積上げ計上する。
- ・建築工事の場合、共通仮設費の情報システム費に積上げ計上する。

いずれの場合も諸経費の対象としない。なお、建設工事は、現場管理費・一般管理費非対象額の配下に、設計・測量・調査等業務は、直接経費の諸経費非対象額の配下に計上すること。

機器の手配は、基本的にリースとし、その賃料を計上する。やむを得ず購入せざるを得ない場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた額を計上することとする。また、受注者が所有する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、国税庁 HP を参考とする。

<費用のイメージ>

- ①撮影機器、モニター機器の賃料（または損料）
- ②撮影機器の設置費（移設費）
- ③通信費
- ④その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

<留意点>

- ・従来の立会・確認に要する費用は、諸経費として率計上されているため、遠隔臨場にあたって追加で必要となる費用のみを計上すること。
- ・費用の計上は、受注者から見積を徴収し対応すること。
- ・費用算出にあたっては、実施に必要な最低限の費用を計上すること。

7. アンケート調査等への協力

今回の試行を通じた効果の検証及び今後の課題の抽出のため、受注者や監督職員等を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は協力するものとする。

8. その他

本試行要領は、遠隔臨場以外の業務において、モバイル端末等の積極的な活用を妨げるものではない。

附 則

本試行要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本試行要領は、令和 6 年 2 月 20 日から施行する。